

## KEMPOSでのインド特許出願入力の手引き

KEMPOSでの、インド特許出願の手続きについて説明します。

インド特許法の概要は以下のとおりです。

インドにおいては、最近TRIPS協定に国内法を整合させるための法改正が行なわれています。

1995年1月1日：WTO加盟

1998年12月7日：パリ条約及びPCT条約に加盟

1999年改正特許法

2002年改正特許法

手続き制度的には、2003年施行以降の改正から順次現在の制度が整備されていっています。

### 1. 2003年5月20日施行。

- ・審査請求制度が導入されました。

2003年5月19日の時点で最初の審査通知（アクション又は査定書）が発行されていない出願については、2004年5月20日より前又は出願日から48ヶ月（PCT経由の場合は国際出願日から48ヶ月）以内のどちらか遅い方の期限内に、審査請求を行う必要があります。期限内に審査請求を行わなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。

2003年5月20日以降の出願の審査請求期限については、一律、出願日から48ヶ月（PCT経由の場合は国際出願日から48ヶ月）以内となります。

- ・公開制度が導入されました。

出願は、出願日（優先権を主張している場合は優先日）から18ヵ月後に公開されます。

- ・最初の審査官からの通知（オフィスアクション）から特許査定されるまでの期間が変更されました。出願は、最初の審査官からの通知（オフィスアクション等）発送日から12ヶ月以内に出願が受理される（特許査定となる）状態にしなければなりません。

（以前は最初の審査官からの通知から15ヶ月でした。）

- ・権利存続期間が変更されました。

2003年5月20日以降に付与された特許及び2003年5月20日の時点で有効である特許については、その権利存続期間は、出願日から20年となりました。

### 2. 2005年1月1日施行。

内容的には、TRIPS協定に国内法を整合させるための法改正となります。

- ・審査請求期間について以下のようになっています。

2005年1月1日以降の出願・・・優先日から36ヶ月

2004年12月31日以前の出願・・・出願日から48ヶ月

- ・対応外国出願に関する情報提出期限が、出願日から3ヶ月であることが明記されました。
- ・新規性喪失の例外が適用される期間が従来の6ヶ月から12ヶ月になりました。
- ・早期公開制度が導入され、出願人は、早期公開を求めることができるようになりました。それに伴い、出願公開前には審査は開始されないこととなりました。このため、早期に権利化を図りたい場合には、早期公開の請求を行う必要があります。

- ・特許付与可能な状態にするための期間が変更されました。  
2004年12月31日までに最初の審査通知（オフィスアクション）が発行されている出願については、特許付与可能な状態にすべき期間が、最初の審査通知から6ヶ月となりました。経過措置として、2005年1月1日より前に最初の審査通知が発行されている出願については、特許付与可能な状態にすべき期間は、最初の審査通知から12ヶ月となります。

### 3. インド特許法施行規則改正（2006年5月5日発効）

この改正は、2006年5月5日の時点で係属中である全出願について適用されます。

- ・審査請求期限が変更されました。

（旧）2005年1月1日以降の出願・・・優先日（優先権を主張していない場合は出願日）から36ヶ月

2004年12月31日以前の出願・・・出願日から48ヶ月

（新）優先日（優先権を主張していない場合は出願日）から48ヶ月

- ・対応他国出願の情報提出期限が変更されました。

（旧）出願日から3ヶ月

（新）出願日から6ヶ月

- ・特許付与可能な状態にすべき期間について

補正等を通じて、出願人が出願を特許付与可能な状態（拒絶理由を解消した状態）にすべき期間が、最初の審査通知（オフィスアクション）から12ヶ月（期間延長不可）に変更されました。この期限変更は、2006年5月5日の時点で特許付与可能な状態にすべき期間が満了していない出願すべてについて適用されます。

現在のインドの特許法は以下のとおりです。

1. 存続期間は出願日から20年です。
2. 優先権証明書及びその翻訳が必要です。  
優先権主張を伴う場合は、出願日から6ヶ月以内に優先権証明書の提出が必要です。  
優先権証明書の翻訳文も出願日から6ヶ月以内に必要です。その翻訳文には翻訳者の宣誓書が必要です。
3. 対応外国出願情報リスト（List of Corresponding Applications）が求められます。  
インド出願と同一の発明が他の外国に出願されている場合には、対応国の出願番号・出願日等の情報を含むリストを提出する必要があります。この提出期限は出願日から6ヶ月以内で、延長は可能です。
4. 出願公開制度があります。  
出願日又は優先日から18ヶ月経過後、公開されます。
5. 審査請求制度があります。  
優先日（優先権を主張していない場合は出願日）から48ヶ月以内に審査請求を行なう必要があります。しなかった場合は出願は出願人により取り下げたものと見なされます。
6. アクセプトランスの制度があります。  
この制度は、イギリス法系が採用されている国々で採用されている制度です。すなわち、所定の期限内に出願を許可される状態にしなければならない制度をいいます。  
この所定の期限とは、従来は最初の拒絶理由通知の日から12ヶ月でしたが、その後の改正法により6ヶ月となりました。現在は、2006年5月5日施行の改正法により、最初の審査報告（オフィスアクション）の発行日から12ヶ月以内となっています。  
出願人は、最初のオフィスアクションから12ヶ月以内に、出願を特許付与可能な状態にすることが必要です。12ヶ月以内に特許付与可能な状態（拒絶理由が解消された状態）にならなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

7．特許付与前異議申立制度があります。

出願公開から6ヶ月以内に第三者が異議申立を行うことができる特許付与前異議申立制度が採用されています。したがって、特許付与は異議申立期間（出願公開から6ヶ月）経過後でなければ行われないことが規定されています。

尚、異議申立に対する出願人側からの応答期間は3ヶ月以内です。

8．特許付与後異議申立制度があります。

特許付与前の公告制度が廃止され、特許付与後の異議申立制度が導入されています。

特許付与後の異議申立期間は、特許公報の発行日から1年間です。

9．特許査定

インド特許の特許査定は「完全明細書の受理(acceptance of specification)」となります。

アクセプタンスすなわち「特許付与可能な状態になった」という通知をもって特許査定とします。

そして、異議申立期間が終了することをもって、特許が付与されます。

10．特許付与（登録）

出願公開から異議申し立てがなかった場合には出願は特許として登録されます。

特許付与された特許は、公告され、公衆の閲覧に付されます。

特許証は特許付与日（登録日）から7日以内に発行されます。

登録料は従来はありましたが、現在（2007年5月）は廃止されています。

存続期間は、出願日から20年です。

登録（特許付与の公告）時に、出願から2年度目以降、登録時までの年金をまとめて納付する必要があります。

以下に例をあげて示します。

出願日：2004年3月3日

登録日：2007年6月6日

最初の年金は登録時（2007年6月6日）に発生。日付は各年度の出願日にあたる日。

登録時に3～4年度分を支払い、次回の年金期限は2008年3月3日となります。

K E M P O S 上では以下のように扱います。

(パリルートの場合)

1. 出願の入力時に以下の期限を計算・セットします。
  - ・存続期限。出願日から20年です。
  - ・優先権証明書の提出期限。出願日から6ヶ月です。
  - ・優先権証明書の翻訳文の提出期限。出願日から6ヶ月です。
  - ・審査請求期限。優先日(又は出願日)から48ヶ月です。
  - ・対応外国出願情報リスト提出期限。出願日から6ヶ月です。
2. 最初のオフィスアクション。
  - ・応答期限。法律の規定はありませんが、オフィスアクションの発送日から3ヶ月としています。
  - ・アクセプタンス期限。最初のオフィスアクションから12ヶ月です。
3. 登録査定の入力においては、それに伴う期限の発生はありません。

「完全明細書の受理(acceptance of specification)」の通知で登録査定の入力を行ないます。改正前は、この公告があって、その後の4ヶ月の異議申立期間を経て、特許付与となっていました。現在は、公告はなく、そのまま特許付与となります。登録査定は「アクセプタンス」で入力します。納付年数として「2」をセットします。登録時に3年度以降の年金を納付するための準備です。
4. 設定納付に相当する登録料の納付という手続きはありません。

特許査定後の、公報発行料(issue fee)にあたる料金の納付はありません。特許査定後、そのまま特許付与となります。
5. 登録の入力で、登録日・登録番号を入力します。同時に存続期限の計算・セットを行います。同時に納付年数を入力し、次回年金期限の計算を行ないます。

年金については、登録(特許付与の公告)時に、出願から2年度目以降、登録時までの年金をまとめて納付することになっていますので、それを計算した納付年数を入力します。
6. 2回目以降の納付は、年金期限の前に行い、納付した年数(初期値は1)分だけ期限が更新されます。

(P C Tルートの場合)

1. 最初の手続きは「国内移行」です。以下の期限を計算します。
  - ・移行期限は、優先日(優先権なしの場合は国際出願日)から31ヶ月です。

翻訳文作成のための猶予期間はありませんので、この日までに英語又はヒンズー語で提出する必要があります。

31ヶ月の期限が過ぎるまで、インド特許庁は処理を行いません。
  - ・存続期限。出願日(国際出願日)から20年です。
  - ・優先権証明書の提出期限。出願日から6ヶ月です。

P C T出願の場合は、P C T / I B / 3 0 4 (国際事務局の優先権証明書の受理通知)の提出で代用できます。
  - ・優先権証明書の翻訳文の提出期限。出願日から6ヶ月です。
  - ・審査請求期限。優先日(又は出願日)から48ヶ月です。
  - ・対応外国出願情報リスト提出期限。出願日から6ヶ月です。

- ( 1 ) 出願種別・使用手続・期限設定
  - 1 . 出願種別
  - 2 . 使用手続
  - 3 . 期限設定
  
- ( 2 ) 受任
  - 受任
  - 出願国の指定 ( 対応出願 )
  
- ( 3 ) 出願
  - 1 . 通常出願
  - 2 . 分割出願
  
- ( 4 ) 審査経過 / 中間手続
  - 1 . 出願公開
  - 2 . 審査請求
  - 3 . 対応外国出願情報提出
  - 4 . オフィスアクション
  - 5 . 意見書・補正書 ( O A 応答 )
  - 6 . 拒絶査定
  - 7 . 再審査請求
  - 8 . アクセプトランス ( 特許査定 )
  - 9 . 付与前異議受け
  - 10 . 登録
  - 11 . 付与後異議受け
  - 12 . 実施報告書提出 ( 継続 )
  - 13 . 実施報告書提出 ( 最終 )

(1) 出願種別・使用手続・期限設定

1. インド特許の出願種別の設定。

出願種別

出願種別設定 部分一致

国分類 IN 法分類 Edit New Write 手続設定 期限設定  
IDS設定 一覧表示

種別ID 3612 Code P3 出願国 インド 法分類 特  
並べ順ID 3610 種別名 IN特許05  
手続分類 外国特許 種別英名 Patent

各種設定 期限設定 年金設定

維持年金  出願時納付 0 調整期間  
存続期限区分 期限の短いも 存続期限A 出願(遡及) 20 最大年数  
満了日計算 存続期限B なし 0 延長期間 延長手続  
年金納付期限 出願日 設定納付年 2 最終納付年  
年金起算区分 指定なし 年金納付年 1 年金初行設定区分  
更新登録期間 0 更新期限 0 0 使用証明期限起算 登録日  
更新起算調整 使用証明期限期間 初 0 次  
使用証明期間

出願種別

出願種別設定 部分一致

国分類 IN 法分類 Edit New Write 手続設定 期限設定  
IDS設定 一覧表示

種別ID 3612 Code P3 出願国 インド 法分類 特  
並べ順ID 3610 種別名 IN特許05  
手続分類 外国特許 種別英名 Patent

各種設定 期限設定 年金設定

優先出願期限 1 優先証明期限 出願日 -6 香港出願期限  
優先有効期限 PD翻訳期限 出願日 -6 香港EP指定国  
香港登録申請期限  
審査請求期限 出願日(優) 4 到達期間加算 分割出願期限  
予備審査期限 なし 0 審請料返還期間  
追完期限 なし 0 EESR応答期間 対応出願期限 出願(移行) -6  
出願翻訳期限 実施報告期限 03/31  
指定納付期限 審査請求延長期間  
アクセパンス期限 手続日 -12

## 2. インド特許の使用手続きの設定。

各国手続設定							
3612	210	IN	インド	使用可能手続の印刷		手続定義の追加と修正	
Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS Rep	IDS 提出	変更/削除
		出願	出願	出願	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IN	インド	出願	出願(審存)	出願(審査請求期限 & 存続期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		出願	変更出願	変更出願	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IN	インド	出願	変更出願(審存)	変更出願(審査請求期限 & 存続期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		出願	分割出願	分割出願	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IN	インド	出願	分割出願(審存)	分割出願(審査請求期限 & 存続期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		出願	国際出願(各国)	国際出願(予備審査請求期限の計算なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		出願	国内移行	PCT出願の国内移行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IN	インド	出願	国内移行(審存)	PCT出願の国内移行(審査請求&存続期限あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		審査	国際公開	国際公開	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		審査	願番通知	出願番号通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		審査	公開	出願公開	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		審査	公告	出願公告(これに伴う期限計算なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		審査	登査(経過)	登録査定(設定納付期限の計算なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IN	インド	審査	ACCEPTANCE	アクセプタンス(特許許可可能)の通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		審査	納付	設定納付(納付年数入力なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		審査	登録	登録(存続期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IN	インド	審査	登録(年金3)	登録(納付年数入力・存続期限・次回年金)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		特許庁から指令・通知	拒絶査定	拒絶査定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IN	インド	特許庁から指令・通知	拒絶査定IN	拒絶査定(インド特許)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IN	インド	特許庁から指令・通知	付与後異議受け	特許付与後異議受け(インド特許)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IN	インド	特許庁から指令・通知	付与後異議受け	付与後異議受け(インド特許他)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		特許庁から指令・通知	O.Action	オフィリアクション	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		特許庁から指令・通知	庁通知	特許庁からの通知(応答不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		特許庁への応答・提出	優先証明	優先権証明書の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 3. インド特許の応答期限の設定。

手続期限設定											
応答期間設定						出願種別		手続ID			
						3612					
共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限		回答期限	
						国内	外国	国内	外国	国内	外国
	インド	IN特許05	拒絶査定(インド特許)	再審査請求	手続日	-1	-1	0	0	0	0
	インド	IN特許05	特許付与後異議受け(インド特許)	異議応答	手続日	-3	-3	0	0	0	0
	インド	IN特許05	付与後異議受け(インド特許他)	異議応答	手続日	-3	-3	0	0	0	0

## (2) 受任

受任は、通常は国内案件を外国へ出願する依頼を受けた場合に入力します。  
外国出願の依頼を受けた時点ででの入力について説明します。

以下のような案件を想定して具体的な入力方法を説明します。  
それ以外の出願人や受任日等も必須ですが、今回は省略します。

- ・ 受任番号：F2030
- ・ 優先権の基礎：P1000(出願日は 2006/01/10、出願番号は 2006-001122)
- ・ 出願予定国：US,EP,IN

The screenshot shows the '受任台帳' (Assignment Ledger) form. Key fields include:

- 受任番号 (Assignment No.): F2030
- 外国特許 (Foreign Patent): Selected
- 顧客名 (Customer Name): アルプス電気株式会社 (Alps Electric Co.)
- 優先日 (Priority Date): 2006/01/10
- 出願期限 (Filing Deadline): 2007/01/10
- 整理番号 (Order No.): P1000
- 出願番号 (Application No.): 2006-001122

上記の「優先日」「出願期限」は、受任関連で、優先権の基礎出願を入力することで、自動計算されます。受任種別の設定で出願期限が「なし」以外で設定されている必要があります。

The screenshot shows the '受任種別' (Assignment Type) form. Key fields include:

- 受任種別 (Assignment Type): 外国特許 (Foreign Patent)
- 種別ID (Type ID): 12
- 種別名 (Type Name): 外国特許 (Foreign Patent)
- 法分類 (Law Classification): 特許 (Patent)
- 内外分類 (Domestic/Foreign Classification): 内外 (Domestic/Foreign)
- 自他区分 (Self/Other Distinction): 自願 (Voluntary)
- 期限題名 (Term Title): 出願期限 (Filing Deadline)
- 番号種別 (Number Type):
- 出願期限 (Filing Deadline): 出願タブのみ (Only Filing Tab)
- 移行期限 (Transition Term): なし (None)

行 (Row)	Code	管理項目 (Management Item)	外注 (Outsourcing)
1	21	英文原稿送付 (English Original Submission)	<input type="checkbox"/>
2	22	英文原稿戻り (English Original Return)	<input type="checkbox"/>
3	19	翻訳依頼 (Translation Request)	<input type="checkbox"/>
4	20	翻訳戻り (Translation Return)	<input type="checkbox"/>



## 基礎となる日本出願

受任経過		受任関連		包袋関連		対応出願		発明者	
								New	Delete
▶	優先(条約)	JP	特	出願日	2006/01/10				
	整理番号	P1000		出願番号	2006-001122				

- ・「受任関連」タブを開いて入力します。
- ・関連区分として「優先(条約)」をプルダウンで選択します。
- ・出願台帳に国内事件を入力している場合は、整理番号を入力。出願日・出願番号他をコピーしてきます。入力していない場合は、優先国・四法・出願日・出願番号を手動で入力します。
- ・最先の出願日を優先日として計算し、受任台帳上の「優先日」にセットします。
- ・優先日より1年後の日付を受任台帳上の「出願期限」にセットします。

## 対応出願

受任経過		受任関連		包袋関連		対応出願		発明者		権利範囲	
								New	Delete		
行	出願種別	整理番号		出願ID							
1	US特許/新	F2030-US									
▶	2 EP特許	F2030-EP									
3	IN特許05	F2030-IN									

- ・対応出願については、出願種別と整理番号を入力します。
- ・インド出願は出願種別は「IN特許05」とします。
- ・出願国を個別に指定します。ここでは米国・EP・インドの3カ国へ出願するものとします。
- ・出願IDが空白の件は、出願に連結していないことを示します。  
出願手続きを行い、出願台帳を作成しますと、そこで新規に作成した出願台帳のIDがこの出願IDにセットされます。そこで出願IDをダブルクリックすると、出願台帳が開きます。

出願手続終了後の状態

- ・ 出願完了の状態となります  
完了区分には「出願移管」とセットされます。  
完了日には、作業日(システム日付)がセットされます。
- ・ 対応出願は、連結済みとなります。  
出願 ID に作成された出願台帳の ID がセットされます。上図の「856,857,858」。  
出願 ID をダブルクリックすると作成された出願台帳が開きます。

作成された出願台帳

関連出願	外国出願	EP	特	出願日	登録日	IDS	移行	備考
整理番号	F2030-EP	857	3	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録 消滅
整理番号	F2030-US	858	2	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録 消滅
整理番号	P1000	520	1	出願日 2006/01/10 出願No. 2006-001122	登録日 登録No.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録 消滅

優先日

関連出願

基礎出願はそのままコピーされます。

対応出願の自分以外の出願は、ファミリ(外国出願)として追加されます。

### (3) 出願

- ・ 2006年5月5日施行の改正法により、2005年1月1日以降の出願に対して、審査請求期限が出願日(又は優先日)から48ヶ月となっています。  
このように、最新の改正法では審査請求の起算日は、出願日又は優先日となっておりますので、期限の起算日には注意をする必要があります。
- ・ 優先権証明書を出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。
- ・ 優先権証明書の翻訳文を翻訳者の宣誓書を添付して、出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。
- ・ 対応出願リスト(インド出願と同一の発明が他の外国に出願されている場合に、対応国の出願番号や出願日等の情報を含むリスト)を出願日から6ヶ月以内に提出することが必要です。  
この期限については、延長することができます。

出願グループには以下のようなものがあります。

自願	内内	特	手続追加
出願			
PCT出願の国内移行(審査請求&存続期限の計算あり)			
国際出願(予備審査請求期限の計算なし)			
出願(審査請求期限&存続期限の計算あり)			
分割出願(審査請求期限&存続期限の計算あり)			
変更出願(審査請求期限&存続期限の計算あり)			

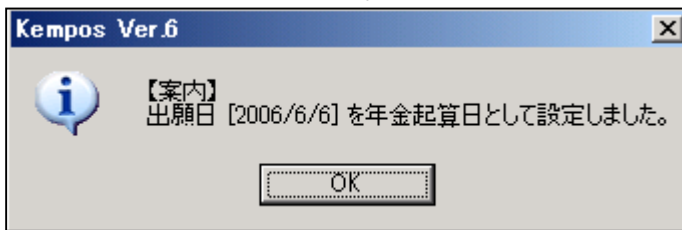
## 1. 通常出願

ここでは、「出願(審査請求期限&存続期限の計算あり)」を選択します。  
出願と同時に、審査請求期限の計算・セットを行なうという意味です。  
インド特許における、審査請求期限は出願日又は優先日から48ヶ月です。

- ・審査請求期限が計算されています。(優先日から48ヶ月)
- ・「転記」ボタンを押した後、出願日起算となる以下の期限及び起算日をセットしてゆきます。
- ・対応出願情報提出期限をセットします。



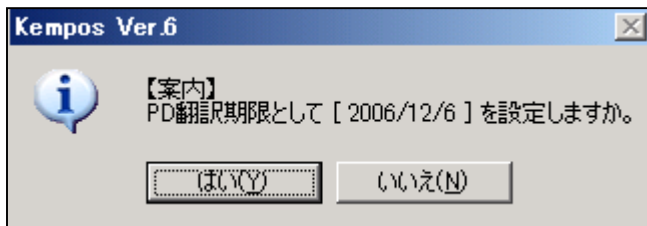
- ・年金起算日をセットします。



- ・優先権証明書提出期限をセットします。



- ・優先権証明書の翻訳文の提出期限をセットします。



- ・出願入力後の出願台帳画面です。

出願台帳

整理番号: F2030-IN | IN特許05 | 管理者 | 担当弁理士

顧客Ref: A01 | 代表出願人 | 共願人等: 1 | 発明者: 0 | Your Ref

顧客名: アルプス電気株式会社 | 分担率%: 0 | 識別番号

部署: | 顧客担当

優先権: 2006/01/10 | 出願日: 2006年6月6日 | 公開日 | 公告日 | 登録日

請求項: | 請求期限: 2010年1月10日 | 審査請求

納付年: 0 | 月: 0 | 日: 0

名称: English | 印刷済 | 限定表示

IPC: | Key Word: | 備考:

予審期限	出翻期限	香港出願期限
予審請求	出翻提出	香港出願日
証明期限: 2006/12/06	PD翻訳期限: 2006/12/06	香登申期限
証明提出	PD翻訳提出	香登申請日
移行期限	追完期限	指定取下期限
移行日	手続ID	指定取下日
出願期限: 2007/01/10	翻訳期限	指定納付期限
出願指示	翻訳提出	指定納付完了
19条期限	EESR期限	アクセパス期限
19条提出	EESR応答	アクセパス通知
34条期限		対応出願期限: 2006/12/06
34条提出		対応出願提出

要約・関連 | 審査経過 | 出願書誌 | 図面・包袋 | 外国出願 | 外国期限

期限案内 | 年金更新 | 受任・他 | 発明者 | 権利者 | 数量 | 任意期限

年金回数: | 年金起算: 2006年6月6日 | 手続期限

年金期限: | 出願経過

納付日: |

- ・「審査請求期限」「優先権証明書期限」「優先権証明書翻訳期限」「対応出願期限」「年金起算日」がセットされています。

## 2. 分割出願

- ・特許付与前であればいつでも分割出願することは可能です（特許法16条）。
- ・分割出願の審査請求期間は、優先日から48ヶ月または分割出願から6ヶ月のうち、何れか遅い方までに行わなければなりません。
- ・分割出願からの分割出願はできません。

KEMPOS における分割出願は、分割出願という出願種別は持ちません。

出願種別は「IN特許05」となります。

分割出願には、親となる出願が存在しますので、それを「関連出願」で入力します。

入力する際の「関連区分」は「原願(分割)」となります。

ここで入力した出願日(最先の場合)は、出願台帳の原出願日に転記されます。

また、この分割出願の原出願も分割出願で更にその原出願がある場合は、一番最初の出願を「遡及出願」として入力しておきます。

この出願の「原出願日」は、一番最初の出願の出願日となります。

分割出願の入力は、予め関連出願に原出願を入力し、原出願日を確定させた状態で行います。

入力は「出願」グループから「分割出願」を選択して行います。

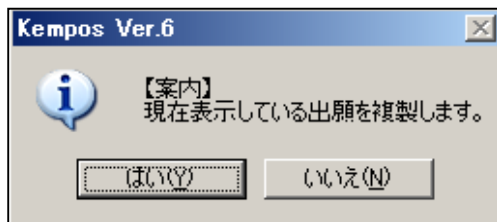
出願経過には「分割出願」として記録されます。

この分割出願も通常の出願と同様に、審査請求期限・年金期限等の設定はありません。

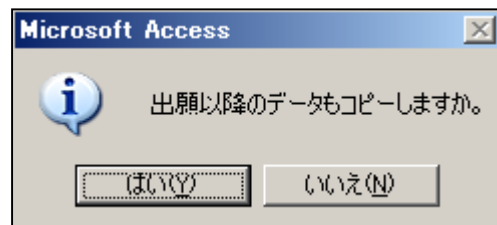
分割出願の親となる出願。

上記は、分割出願の元となる台帳です。これをコピーして、分割出願の台帳を作成します。

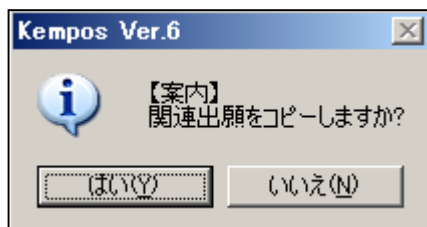
上記で「Copy」ボタンを押します。



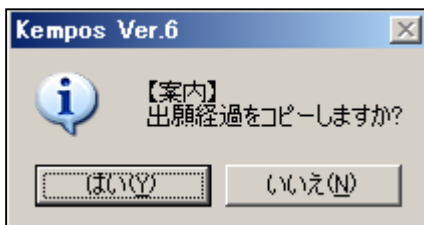
・「はい」を選択します。



・「いいえ」を選択します。



・「はい」を選択します。



・「いいえ」を選択します。

整理番号	F2030-IN-DIV	IN特許05	管理者	担当弁理士		年金期限				
859	IN	特	内外	担当者	事務担当者					
顧客Ref	A01	代表出願人	共願人等	1	発明者	0	Your Ref			
顧客名	アルプス電気株式会社			分担率%	0	識別番号		存続期限		
部 署		顧客担当								
優先権	2006/01/10	出願日		公開日		公告日		登録日		
原出願		出願No		公開No		公告No		登録No		
請求項		請求期限		期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量	任意期限
納付年	0月0日	審査請求		要約・関連	審査経過	出願書誌	図面・包袋	外国出願	外国期限	
名称	English	印刷済	<input type="checkbox"/>	限定表示	<input type="checkbox"/>	指令名称		手続名		出願経過
						指令発送		手続日		手続
						期限名称		指令日		

・元の出願をコピーした後、整理番号を「F2030-IN-DIV」としたものです。

「F2030-IN-DIV」(分割出願)の関連出願に、親出願(F2030-IN)を入力します。

出願関連：フォーム

関連出願  外国台帳一括作成

関連出願 整理番号	外国出願 F2030-EP	EP	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
	857	3		出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	外国出願 F2030-US	US	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
	858	2		出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	優先(条約) P1000	JP	特	出願日 2008/01/10	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
	520	1		出願No. 2006-001122	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
関連出願 整理番号	4 原願(分割) F2030-IN	IN	特	出願日 2008/06/06	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
	858	4		出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	

関連種別指定

関連区分の指定

関連区分

関連出願へ追加される情報

追加先整理番号	整理番号	法分類	国	出願番号	出願日
F2030-IN	F2030-IN-DIV	特許	IN		

▶ F2030-IN  F2030-IN-DIV

- ・親出願 ( F2030-IN)にも同時に分割出願への連結情報を追加登録します。
- ・ここで、入力した内容は、出願台帳を保存することで、同時に書き込まれます。  
出願台帳の書き込みをキャンセルした場合には、ここで入力した内容も破棄されます。



- ・分割出願の親台帳 (F2030-IN) には分割出願 (F2030-IN-DIV) は「分割出願」として連結されます。

出願関連：フォーム

関連出願  外国台帳一括作成

▶ 関連出願	分割	IN	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
整理番号	F2030-IN-DIV	859	4	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
▶ 関連出願	外国出願	EP	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
整理番号	F2030-EP	857	3	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
▶ 関連出願	外国出願	US	特	出願日	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
整理番号	F2030-US	856	2	出願No.	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	
▶ 関連出願	優先(条約)	JP	特	出願日 2006/01/10	登録日	<input type="checkbox"/> IDS	<input type="checkbox"/> 移行	備考
整理番号	P1000	520	1	出願No. 2006-001122	登録No.	<input type="checkbox"/> 登録	<input type="checkbox"/> 消滅	

- ・分割出願の出願台帳画面です。関連出願で入力した原出願日が反映されています。

出願台帳：フォーム

出願台帳  完全一致  整理番号  f2030-in-div    自願  内内  特

▶ 整理番号	F2030-IN-DIV	IN特許05	管理者	担当弁理士			
	859	IN	特	内外	担当者	事務担当者	年金期限
顧客Ref	A01	代表出願人	共願人等	1	発明者	0	Your Ref
顧客名	アルプス電気株式会社			分担率%	0	識別番号	
部署				顧客担当		存続期限	
優先権	2006/01/10	出願日		公開日		公告日	登録日
原出願	2006/06/08	出願No.		公開No.		公告No.	登録No.

- ・関連出願に原出願を入力した後の出願台帳の画面です。原出願日が設定されています。

(4) 審査経過 / 中間手続

1. 出願公開

インド特許出願は優先日(出願日)から18ヶ月経過後に公開されます。  
 KEMPOSでの入力は、「出願公開」の手続きを選択し入力します。

自願	内内	特	手続追加
審査			
アクセプタンス(特許許可可能)の通知 国際公開 出願公開 出願公告(これに伴う期限計算なし) 出願番号通知 設定納付(納付年数入力なし) 登録(納付年数入力・存続期限・次回年金期限の計算あり) 登録査定(設定納付期限の計算なし)			

通常に公開日・公開番号を入力します。

・ 出願公開入力後の画面です。

・ 公開日、公開番号がセットされています。

## 2. 審査請求

インド特許の審査請求期間は出願日又は優先日から48ヶ月です。  
 期間内に審査請求を行なわなかった場合、その出願は取り下げたものと見なされます。

自願 内内 特  
 特許  
 期間延長  
 実施報告書の提出 (継続)  
 実施報告書の提出 (最終)  
**審査請求**  
 対応外国出願情報提出  
 追完提出  
 特許庁へのその他の提出書類  
 分割手続  
 変更手続  
 翻訳文の提出  
 優先権証明書の提出

出願手続: フォーム  
 経過手続 審査請求  
 New Edit Delete IDS提出 転記  
 IDS 追完 期限補正  
 請求日 2007年8月10日 経表示  DNTrn 添付DN  
 応答元指令 任意期限  
 送付日 クレーム減縮   
 受領日 1931  
 印刷済

出願台帳: フォーム  
 出願台帳  
 完全一致 整理番号 F2030-IN Report Preview Print 自願 内内 特  
 出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 特許  
 手続追加  
 整理番号 F2030-IN IN特許05 管理者 担当弁理士  
 858 IN 特 内外 担当者 事務担当者 年金期限  
 顧客Ref A01 代表出願人 共願人等 1 発明者 0 Your Ref  
 顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0 識別番号  
 部署 顧客担当 存続期限 2026/06/06  
 優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 2007年7月20日 公告日 登録日  
 原出願 出願No 公開No 公告No 登録No  
 請求項 請求期限 2010年1月10日 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量 任意期限  
 納付年 0月0日 審査請求 2007年8月10日 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願 外国期限

- ・ 審査請求入力の出願台帳画面です。審査請求日がセットされています。

### 3. 対応外国出願情報提出

目録 内内 特 手続追加

特許

- 期間延長
- 再審査請求(TW特許/KR特許/IN特許)
- 実施報告書の提出(継続)
- 実施報告書の提出(最終)
- 審査請求
- 対応外国出願情報提出
- 追完提出
- 特許庁へのその他の提出書類
- 分割手続
- 変更手続
- 翻訳文の提出
- 優先権証明書提出

出願手続：フォーム

経過手続 対応出願提出

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

提出日 2007年5月5日 経表示  DNTm

添付DN

任意期限

送付日

受領日 2012年1月31日

クレーム減縮

印刷済

・対応外国出願情報リストの提出日を入力します。

・対応外国出願情報入力後の出願台帳の「外国期限」タブです。

期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量	任意期限
要約・関連	審査経過	出願書註	図面・包袋	外国出願	外国期限	外国期限
予審期限		出翻期限		香港出願期限		
予審請求		出翻提出		香港出願日		
証明期限	2006/12/06	PD翻期限	2006/12/06	香登申期限		
証明提出		PD翻提出		香登申請日		
移行期限		追完期限		指定取下期限		
移行日		手続ID		指定取下日		
出願期限	2007/01/10	翻訳期限		指定納付期限		
出願指示		翻訳提出		指定納付完了		
19条期限		EESR期限		アクセブアズ期限	2010/10/10	
19条提出		EESR応答		アクセブアズ通知	2011/12/12	
34条期限				対応出願期限	2006/12/06	
34条提出				対応出願提出	2007/05/05	
				存続延長期限		
				実施報告期限		

・対応出願提出に提出日がセットされています。

### 3. オフィスアクション

- ・審査請求がされると、実体的審査が行われます。審査官が、特許要件を満たしていないと判断した場合には、拒絶理由通知がなされます。
- ・インド特許の特徴としてアクセプタンスの精度があり、出願は、最初の拒絶理由通知書が発行されてから12ヶ月以内に特許付与可能な状態になっていなければ、放棄したものとみなされます（特許法21条、特許規則24B(4)）。この期間は延長することはできません。この出願放棄を回避する唯一の方法は、長官に対し、ヒアリング（特許法14条）を申請することとされています。このヒアリングの申請は、期間満了の10日前までに行なうことが必要とされています。
- ・アクセプタンスの期間はたびたび改訂されています。
  - 2002年以前：15ヶ月（3ヶ月の延長可）
  - 2002年改正時：12ヶ月（延長不可）
  - 2005年改正時：6ヶ月（3ヶ月の延長可）
  - 2006年特許規則改訂時：12ヶ月
- ・オフィスアクションに関する直接の応答期限といったものは決められていないようですが、便宜上3ヶ月で設定しておきます。

出願手続：フォーム

経過手続 O.Action

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

発送日 2009年10月10日 経表示  DNTTrn 添付DN 任意期限

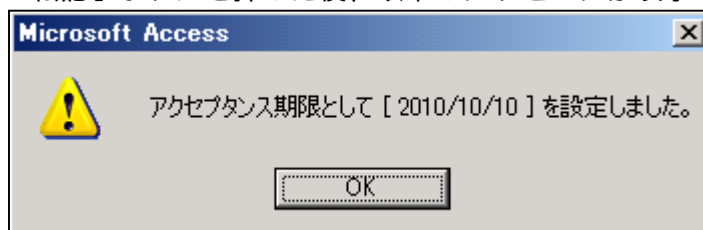
送付日 受領日 2012年1月31日 クレーム減縮  印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術 事務/翻訳 補助担当

Due Date 2010年1月10日 最終期限

- ・拒絶理由通知はオフィスアクションで入力します。3ヶ月後の期限がセットされます。
- ・「転記」ボタンを押した後、以下のメッセージが表示されます。



- ・アクセプタンスの期限がオフィスアクションの日から1年後で設定されます。

- ・ オフィスアクション入力後の出願台帳の「外国期限」タブです。

期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量	任意期限
要約・関連	審査経過	出願書註	図面・包袋	外国出願	外国期限	
予審期限		出翻期限		香港出願期限		
予審請求		出翻提出		香港出願日		
証明期限	2006/12/06	PD翻期限	2006/12/06	香登申期限		
証明提出		PD翻提出		香登申請日		
移行期限		追完期限		指定取下期限		
移行日		手続ID		指定取下日		
出願期限	2007/01/10	翻訳期限		指定納付期限		
出願指示		翻訳提出		指定納付完了		
19条期限		EESR期限		アクセプタンス期限	2010/10/10	
19条提出		EESR応答		アクセプタンス通知		
34条期限				対応出願期限	2006/12/06	
34条提出				対応出願提出		
				存続延長期限		
				実施報告期限		

- ・ アクセプタンス期限が設定されています。

#### 4. 意見書・補正書

- ・ 拒絶理由通知に対しては、意見書・補正書で応答します。

- ・ KEMPOSではOA報告を入力し、期限を解除します。

5. 拒絶査定

- ・アクセプタンス制度による、みなし放棄を避けるためには期間経過前に局長にヒアリングを求めることになります。

ヒアリング後に拒絶査定された場合、その発行日から1ヶ月以内に再審査請求理由とともに再審査請求 (Review Petition) を提出できます (77条 (f)、規則130)。再審査請求においても却下された場合、高等裁判所へ上訴できます (21条 (2))。

- ・送達日から1ヶ月の期限で、「再審査請求」期限が計算されます。



## 6 . 再審査請求

- ・再審査請求を入力することで期限を解除します。

## 7. アクセプタンス（特許査定）

- ・インド特許の特許査定は「完全明細書の受理(acceptance of specification)」となります。
- ・KEMPOSではアクセプタンスすなわち「特許付与可能な状態になった」という通知をもって特許査定とします。

- ・登録査定後の公報発行料の納付の手続きはありません。異議受け期間の経過を待つだけです。異議受け期間経過後に特許付与（登録）となります。
- ・登録（特許付与の公告）時に、出願から2年度目以降、登録時までの年金をまとめて納付する必要があります。したがってここでは、2年分を納付したという状態にしておきます。
- ・アクセプタンス入力後の出願台帳の「外国期限」タブです。

期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量	任意期限
要約・関連	審査経過	出願書註	図面・包袋	外国出願	外国期限	外国期限
予審期限		出翻期限		香港出願期限		
予審請求		出翻提出		香港出願日		
証明期限	2006/12/06	PD翻期限	2006/12/06	香登申期限		
証明提出		PD翻提出		香登申請日		
移行期限		追完期限		指定取下期限		
移行日		手続ID		指定取下日		
出願期限	2007/01/10	翻訳期限		指定納付期限		
出願指示		翻訳提出		指定納付完了		
19条期限		EESR期限		アクセプタンス期限	2010/10/10	
19条提出		EESR応答		アクセプタンス通知	2011/12/12	
34条期限				対応出願期限	2006/12/06	
34条提出				対応出願提出	2007/05/05	
				存続延長期限		
				実施報告期限		

- ・アクセプタンス通知日に日付けがセットされています。

## 9. 付与前異議受け

- ・インド特許には、異議申立に関して、特許付与前の異議申立（特許法25条（1））と特許付与後の異議申立（特許法25条（2））という2つの異議申立制度があります。  
特許付与前の異議申立は、出願公開後特許付与前までに何人も行なうことができます。  
特許付与後の異議申立は、特許付与公告後1年間に限り、利害関係人のみが行なうことができるものです。
- ・最初に「付与前異議申立」について説明します。  
これは、出願公開後特許付与前までに何人も行なうことができるものです。
- ・長官が、異議申立理由ありと判断した場合、出願人に通知がなされ、出願人は3ヶ月以内に応答しなければなりません（特許規則55）。

自願	内内	特	手続追加
特許			
オフィスアクション 拒絶査定（インド特許） 特許庁からの通知（応答不要） 特許付与後異議受け（インド特許） 特許付与前異議受け（インド特許）			

出願手続：フォーム									
経過手続					付与前異議受け				
<input type="button" value="New"/> <input type="button" value="Edit"/> <input type="button" value="Delete"/> <input type="button" value="IDS提出"/> <input type="button" value="転記"/>									
<input type="checkbox"/> IDS	<input type="button" value="追完"/>	<input type="button" value="期限補正"/>		<input type="button" value="請求書"/>	<input type="button" value="提出書"/>	<input type="button" value="通知状"/>	<input type="button" value="受任票"/>		
<input type="button" value="発送日"/>	2008年8月8日	<input type="checkbox"/> 経表示	<input type="button" value="DNTrn"/>		<input type="button" value="添付DN"/>				
					<input type="button" value="任意期限"/>				
	<input type="button" value="送付日"/>			<input type="checkbox"/> クレーム減縮					
	<input type="button" value="受領日"/>	2012年1月31日							
印刷済 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>									
経過 <input type="button" value="引例"/> <input type="button" value="包袋"/>									
			管理/技術						
<input type="button" value="異議応答"/>	2008年11月8日		事務/翻訳						
<input type="button" value="最終期限"/>			補助担当						
<input type="button" value="回答期限"/>			異議番号						
			発送番号						

- ・応答期限として「異議応答」が指令日から3ヶ月で計算セットされています。

## 10. 登録

出願公開から異議申し立てがなかった場合には出願は特許として登録されます。

特許付与された特許は、公告され、公衆の閲覧に付されます。

登録料は従来はありましたが、現在は廃止されています。存続期間は、出願日から20年です。登録（特許付与の公告）時に、出願から2年度目以降、登録時までの年金をまとめて納付する必要があります。以下に例をあげて示します。

「出願日：2006年6月6日 登録日：2012年1月20日」

最初の年金は登録時（2012年1月20日）に発生。日付は各年度の出願日にあたる日。登録時に3～6年度分を支払い、次の年金期限は2012年6月6日となります。

出願手続：フォーム

経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2012年1月20日 経表示  DNTTrn 添付DN

応答元指令 任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月31日 印刷済

納付年数 3 ~ 6

経過 引例 包袋

管理/技術

事務/翻訳

補助担当

登録番号

発送番号

- ・転記ボタンを押すと「実施報告書期限」の入力ダイアログが表示されます。初期値（次年の3月31日）が表示されますので、そのままよければOKを押します。

Microsoft Access

次回の実施報告書提出期限を入力して下さい。

OK

キャンセル

2013/03/31

Microsoft Access

次回の実施報告書提出期限として [ 2013/03/31 ] を設定しました。

OK

- ・実施報告書提出期限が設定されます。

- ・登録入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳：フォーム

**出願台帳** 完全一致 整理番号 f2030-in Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査

整理番号 **F2030-IN** IN特許05 管理者 担当弁理士

858 IN 特 内外 担当者 事務担当者 年金期限 2012/06/06

顧客Ref A01 代表出願人 共願人等 1 発明者 0 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0 識別番号

部 署 顧客担当 存続期限 2026/06/06

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 2007年7月20日 公告日 登録日 2012年1月20日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 2010年1月10日 要約・関連 審査経過 出願書誌 因面・包袋 外国出願 外国期限

納付年 6月0 審査請求 2007年8月10日 期限内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量 任意期限

名称 English 印刷済 限定表示 年金回数 年金起算 2006年6月6日 手動期限

年金期限 2012年6月6日 出願経過

納付日 更新回数

- ・実施報告期限が設定されています。

期限案内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量	任意期限
要約・関連	審査経過	出願書誌	因面・包袋	外国出願	外国期限	
予審期限		出翻期限		香港出願期限		
予審請求		出翻提出		香港出願日		
証明期限	2006/12/06	PD翻期限	2006/12/06	香登申期限		
証明提出		PD翻提出		香登申請日		
移行期限		追完期限		指定取下期限		
移行日		手続ID		指定取下日		
出願期限	2007/01/10	翻訳期限		指定納付期限		
出願指示		翻訳提出		指定納付完了		
19条期限		EESR期限		アセプト期限	2010/10/10	
19条提出		EESR応答		アセプト通知	2011/12/12	
34条期限				対応出願期限	2006/12/06	
34条提出				対応出願提出	2007/05/05	
				存続延長期限		
				実施報告期限	2013/03/31	

11. 付与後異議受け

自願 内内 特 手続追加

特許

オフィスアクション  
 拒絶査定 (インド特許)  
 特許庁からの通知 (応答不要)  
**特許付与後異議受け(インド特許)**  
 特許付与前異議受け(インド特許)

出願手続：フォーム

経過手続 付与後異議受け

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

発送日 2012年3月3日 経表示  DNTrn 添付DN

送付日 受領日 2012年1月31日 クレーム減縮  印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術 事務/翻訳 補助担当 異議番号 発送番号

異議応答 2012年6月3日 最終期限 回答期限

出願台帳：フォーム

出願台帳

完全一致 整理番号 f2030-in Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 特許

整理番号 F2030-IN IN特許05 管理者 担当弁理士 858 IN 特 内外 担当者 事務担当者 年金期限 2012/06/06

顧客Ref A01 代表出願人 共願人等 1 発明者 0 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0 識別番号 異議応答 2012/06/03

部署 顧客担当 存続期限 2026/06/06

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月8日 公開日 2007年7月20日 公告日 登録日 2012年1月20日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 2010年1月10日 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量 任意期限

納付年 6月0 審査請求 2007年8月10日 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願 外国期限

名称 English 印刷済  限定表示

IPC

Key Word 備考

指令名称 手続名 付与後異議受け 12 出願経過

指令発送 手続日 2012/03/03 手続

期限名称 異議応答 指令日 2012/03/03

応答期限 2012/06/03 手続期限 2012/06/03

最終期限 最終日 2012/03/03 受任台帳

通知期限 起案日

顧客通知 発送番号 IPDL

原稿作成 作成日

## 12. 実施報告書提出（継続）

- ・特許権者は、インドにおける特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書を、特許発明の商業規模での実施をしているか否かにかかわらず（実施していない場合にはその理由等）、その年の末日から3ヶ月以内に提出しなければならない（146条（2）、規則131（1）（2））となっています。
- ・KEMPOSではこれについて「実施報告書（継続）」「実施報告書（最終）」の手続きを設けています。これは次回の期限を設定するか、しないかの違いです。

- ・次回の期限を設定します。

13. 実施報告書提出（最終）

出願手続：フォーム

経過手続 実施報告(最終)

転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正

提出日 2014年3月1日 経表示  請求書 提出書 通知状 受任票

DNTTrn 添付DN 任意期限

送付日 受領日 2012年1月31日

クレーム減縮  印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術 事務/翻訳 補助担当

- ・この入力を行なうことで、期限を更新するのではなくクリアします。

